

別添 2

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準の改正

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準(その4)の制定に伴い、従来の基準品目中四アルキル鉛及びこれを含有する製剤他4品目について、次のとおり改正するものである。